

でんさいサービス ご利用の際の重要事項について

「でんさいサービス」のご利用に関する重要事項につきまして、電子記録債権法に基づく電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク」の業務規程および業務規程細則から以下のとおりご説明申し上げますので、十分ご理解頂いたうえでお申込み願います。

太字下線の箇所は特に重要ですのでよくご確認ください。

1. 利用料

□ご利用においては、当金庫(窓口金融機関(注))が定める利用料(手数料)をお支払いいただきます。

(注) 窓口金融機関とは、お客様との間で利用契約を締結し、お客様からの記録請求等の窓口となる金融機関のことで。

□全銀電子債権ネットワーク社からお客様に対し、直接、手数料等の費用を請求することは原則としてありません。

2. サービスの提供時間(営業日・営業時間)

□インターネットによる当金庫のサービス提供時間は、午前9時から午後5時までです。ただし、当日付で取り扱う記録請求の受付時は午後3時となります。

□被災等の不測の事態に伴う書面請求(店頭受付)のサービス提供時間は金融機関営業日の午前9時から午後3時までです。ただし、当日付で取り扱う記録請求の受付時は午後2時となります。

□サービス時間は、参加金融機関(注)により異なります。

(注) 参加金融機関とは、全国の銀行、信用金庫、信用組合等、でんさいのサービスを提供できる金融機関のことで。

3. 利用者番号

□お客様には、1法人(個人事業主である場合には1人)につき1つの利用者番号を付与いたします。

□複数の窓口金融機関をご利用する場合であっても、利用者番号は同一(1つ)です。

※例えば、法人のお客様が本社と支社で異なる窓口金融機関をご利用になる場合であっても、利用者番号は同一(1つ)です。

※すでに利用者番号をお持ちのお客様が、別の参加金融機関に利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申し出ください。誤って2つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せをさせていただきます。

4. でんさい(注)の発生(手形の振出に相当)

(保証利用限定特約のお客様はこの項説明不要)

(注) でんさいとは、でんさいネットが取扱う電子記録債権のことで。

□でんさいを発生させる際の債権金額は、1万円以上100億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。

□でんさいの支払期日(手形のサイト)は、電子記録年月日(でんさいの発生日)から起算して7営業日(金融機関営業日)経過した日以降で1年後の応当日までの範囲で設定いただけます。

5. でんさいの譲渡(手形の裏書に相当)

(保証利用限定特約のお客様はこの項説明不要)

□でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取扱いになります(手形の裏書に相当)。すなわち、債務者が支払えなかった場合には(支払不能(注))、でんさいを譲渡したお客様は、債権者に対して、支払義務を負うこととなります。

(注) 支払不能とは、支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことで。

□債権者利用限定特約(でんさいの債務者とはならない特約)を締結したお客様であっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証する取扱いになります。

6. でんさいの分割譲渡

(保証利用限定特約のお客様はこの項説明不要)

□でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。※例：1,000万円のでんさいのうち、800万円を分割譲渡し、残りの200万円のでんさいを自分の債権として保有

□分割のみの取扱いはできません。

7. でんさいの取消等

□でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して5営業日(金融機関営業日)の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客様の相手方が単独で取り消すことができます。(当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。)

8. でんさいの記録内容の変更

□利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更することはできません。

※利害関係者が3名以上いる場合、でんさいの記録内容の変更が非常に困難になることがあります。でんさいの記録請求は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。

9. 記録請求の制限期間

□でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。

※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の7営業日(金融機関営業日)前までに行う必要があります。詳しくは、次の表をご参照ください。

【支払期日前後の記録の制限】	金融機関営業日										
	7営業日以前	6営業日前	5営業日前	4営業日前	3営業日前	2営業日前	1営業日前	支払期日	1営業日後	2営業日後	3営業日後以降
各種記録請求と制限 (○：記録請求可能) (△：条件付で記録請求可能) (－：記録請求不可)											
1. 発生記録請求(請求者：債務者、債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2. 譲渡記録請求(請求者：債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ (注5)
3. 分割記録請求(請求者：債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4. 保証記録請求(単独保証)(請求者：債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ (注5)
5. 支払等記録請求(口座間送金決済以外の方法で決済した場合)(注1) (請求者：債権者)	○	○	○	○	○	－	－	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
(請求者：支払者)	○ (注7)	－	－	－	－	－	－	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
6. 変更記録請求 (1)住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合(請求者：債務者、債権者、保証人(注2)) (2)債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合(注3) ①利害関係者が債務者と債権者しかいない状態(譲渡や保証が行われる前) a. オンラインで承諾を得る方法(注4) (請求者：債務者、債権者) b. 書面で承諾を得る方法 (請求者：債務者、債権者) ②利害関係者が3名以上いる状態(譲渡や保証が行われた後) (請求者：債務者、債権者、保証人(注2))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (注8)
	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要

(注2) 「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人(譲渡人)を含む

(注3) 「－」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可

(注4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみ

(注5) 支払等記録が行われていない場合であっても、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可

(注6) 債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可(ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3営業日(金融機関営業日)後)

(注7) 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可

(注8) 債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可

(注9) 書面でのお手続きとなりますので、窓口金融機関によって書面の受付期限が異なります。

10. でんさいの決済(支払い)(口座間送金決済(注))

(債権者利用限定特約のお客様はこの項説明不要)

(注) 口座間送金決済とは、債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落とし、送金を行うことにより、債権者の口座に入金する決済方法のことです。

□でんさいの決済(支払い)は、「口座間送金決済」により行います。債務者のお客様は、支払期日の前日までに決済口座に資金をご準備ください。

□支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客様には支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。

※詳しくは、後記「12. 支払不能処分制度」をご参照ください。

□支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。

□債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3営業日(金融機関営業日)前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われず

□債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人(注)(でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。))は、債権者に対して、支払義務を負います。

(注) 電子記録保証人とは、でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客様のことで。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これに該当します。

□電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権(注)を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。

(注) 特別求償権とは、電子記録保証人が債務者の代わりに支払をし、かつ、支払者として支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償できる権利のことで。

11. 口座間送金決済の中止

(債権者利用限定特約または保証利用限定特約のお客様はこの項説明不要)

□債務者のお客様は、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず窓口金融機関を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。

※詳しくは、「異議申立の手続」をご参照ください。

12. 支払不能処分制度(手形の不渡処分制度に相当)(債権者利用限定特約または保証利用限定特約のお客様はこの項説明不要)

□支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客様には、支払不能処分が科されます。

□支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。

●でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。

●1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。

●同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントします。

●手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はいたしません。

13. 異議申立の手続について

(債権者利用限定特約または保証利用限定特約のお客様はこの項説明不要)

□契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客様は異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらうことができます。

□ただし、債務者のお客様が異議申立をする場合には、支払期日の前営業日までに窓口金融機関にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額(異議申立預託金)を窓口金融機関にお預けいただくことが必要です。

※異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。

14. 記録事項の開示について

□「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者(債務者、債権者、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含む。))とその窓口金融機関です。

15. 他の記録機関との関係について

□他の電子債権記録機関の電子記録債権は、でんさいネットでお取り扱いすることができません。また、でんさいネットのでんさいも、他の電子債権記録機関でお取り扱いすることができません。